

令和6年8月9日
報道発表資料
川崎市消防局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	消防局
職 位	主任（消防司令補）
年 齢	34歳
性 別	男性
処分内容	停職3月
処分理由	<p>令和6年7月7日（日）夕方、自宅において、衝動的に長男（3歳）の左大腿部を蹴り骨折させ、約1か月の加療を要する傷害を負わせた。</p> <p>令和6年7月8日（月）23時45分、長男への傷害の疑いで逮捕され、同年7月10日（水）に送致、同年7月19日（金）に略式起訴、同日付で略式命令により罰金50万円に処され、即日納付したものの。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる消防職員として、あるまじき行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和6年8月9日
処 分 者	川崎市消防長

問合せ先
川崎市消防局総務部人事課長
電話044-223-2523